

○インフルエンザ出校停止期間について○

県内もインフルエンザ流行期にはいりました。例年より3週間早いようです。

ワクチン不足が騒がれる中、寮生を中心に学校医の協力で多くの生徒が予防接種を受けることができました。ただ、接種したから安心ではなく、日頃からの予防も大切となります。ご家庭でも健康観察をよろしくお願いします。

また、インフルエンザ発症後の登校可能な日は、学校保健安全法により

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから」とされています。

①発症してから5日経っていること(発熱した翌日を1日目とする)

②熱が下がってから2日経っていること

2つの条件をどちらも満たす必要があります。

「出席停止証明書」提出の必要はありませんが、医療機関受診後に学級担任へ必ず連絡をお願いします。感染性胃腸炎の際も必ずご連絡ください。

例	発症日	発症後5日間(出校停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校OK!		
発症後2日目に解熱した場合			解熱 	1日目 	2日目 		登校OK!		
発症後3日目に解熱した場合				解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!		
発症後4日目に解熱した場合					解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!	
発症後5日目に解熱した場合						解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!